

IDW 監査基準第 981 号の制度的役割

—ドイツにおけるリスク・マネジメント・システム監査の制度—

紫関 正博[※]

はしがき

本稿は、ドイツ商法典¹⁾ (Handelsgesetzbuch, 以下, HGB と略記) およびドイツ株式法²⁾ (Aktiengesetz, 以下, AktG と略記), ドイツ経済監査士協会 (Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V., 以下, IDW と略記) の監査基準ならびにドイツの論者の所説を研究対象としている。その際、主として、IDW 監査基準第 981 号 (IDW Prüfungsstandard 981, 略称, IDW PS 981) が考察される。この監査基準は、ドイツにおけるリスク・マネジメント・システム (Risikomanagementsystem, 以下, RMS とも略記) 監査を規制対象とするものであるが、目下のところ、同基準が設定および公表された制度的意味は不明である。如何なる理由で、RMS 監査が規制対象とされるに至ったのであろうか。

この点を究明するために、第 I 章では、ドイツにおけるリスク・マネジメント (Risikomanagement, 以下, RM とも略記) に係る監査を含む会計制度に関する我が国の先行研究を提示する。第 II 章では、IDW 監査基準第 981 号がなぜ制定されたのかという疑問を明らかにするために、ドイツで RM 監査制度を構築する発端となった HGB および AktG の法律条文を取り上げ、法的側面からドイツにおける RM 監査制度の在り方を考察する。第 III 章では、ドイツにおける RMS 監査制度の一翼を担う IDW 監査基準第 981 号の規定を示し、その目的を考察する。第 IV 章では、ドイツにおける RM 監査制度に対するドイツの論者の所説を整理し、リスク集約に関するシミュレーションの方法の事例を通じて、RM 監査を含むドイツの会計制度と会

計数値 (金額) に対して RMS 監査がもたらす機能を考察する。以上により、最終的に、IDW 監査基準第 981 号のドイツ会計制度上のその制度的役割を示す。

I. 我が国における先行研究

本章では、ドイツにおける RM に係る監査を含む会計制度に関して我が国で既に公表されている先行研究を取り上げる。とりわけ、次の 3 点が注目すべき研究成果といえる。即ち、次のとおりである³⁾。

(第 1 論文) 石川祐二「ドイツのリスク・マネジメント制度の会計的意味—会計制度としてのリスク・マネジメント—」⁴⁾

(第 2 論文) 石川祐二「状況報告書とリスク・マネジメント—ドイツ会計制度におけるリスク報告の意味—」⁵⁾

(第 3 論文) 小松義明「ドイツにおけるリスクマネジメントの監査—IDW 監査基準 340 による決算監査人の任務—」⁶⁾

第 1 論文と第 2 論文は、ドイツにおける RM の会計制度に関する我が国の先行研究である。第 1 論文では、1998 年施行の企業領域における統制および透明性に関する法律 (Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich, 以下, KonTraG と略記)⁷⁾ によって制定された RM に関わる法律条文を主な研究対象としている。その上で、RM という企業内部の管理の仕組みが国家の法的・制度的な枠組みとの関係の中で、個別企業の枠内と枠外において果たす役

※ 青森公立大学准教授

割を制度的視点から捉え、RMの会計制度の構造を明らかにしている⁸⁾。同論文によれば、ドイツのRMに関する法制度は、個別企業内部の監視システムを指し、このシステムの実態とリスク報告の内容が監査対象となる⁹⁾。研究成果として、ドイツのRM制度の機能は、個別企業の枠内でみた場合には企業の統制機能の強化にあり、他方で、その枠外で捉えた場合には、透明性の向上を通じて企業外部、即ち、国際的市場からの資本調達を促進するという二面性にあることを明らかにしている¹⁰⁾。

第2論文では、ドイツではなぜリスク報告の担い手が(コンツェルン)状況報告書でなければならないのかとの問題を提起し、同国の法律規定、ドイツ会計基準第5号「リスク報告」、ドイツの論者の所説、さらには、ダイムラー・クライスラー社のコンツェルン状況報告書における「リスク報告」と確認の付記を研究対象として、この問題が解明されている¹¹⁾。研究成果として、リスク報告を中心にドイツ会計制度をみた場合、デリバティブのような高度な操作性を有するリスクの高い会計数値が制度的に合理化され、社会的な合意を形成するためにリスク報告に関わる情報を(コンツェルン)状況報告書に記載し、これを監査対象とする制度構造を構築しているところに、状況報告書において「リスク報告」を開示するドイツ会計制度におけるリスク報告の意味を見出している¹²⁾。

第3論文は、ドイツにおけるRMS監査制度に関する我が国の先行研究である。この論文では、決算監査人のRM監査の任務遂行に際してのその範囲と報告義務を明らかにしている。その際、ドイツにおける専門職業上の法律解釈といわれているIDW監査基準第340号の規定、HGBとAktGの法律規定、ならびにドイツの論者の所説を考察対象としている¹³⁾。研究成果として、取締役が講じなければならない措置で、職業身分上の解釈として監査対象となるのは、リスク早期認識システムと内部監視システムであり、KonTraGによって改正または設置されたリスクの把握と報告および監査に関する諸規定の中で、とりわけ、RM監査に関する決算監査人の任務とその報告義務の内容が明らかにされている¹⁴⁾。

II. リスク・マネジメント監査に関する法律規定

本章では、ドイツにおけるRM監査に関するHGB、AktG上の法律規定を提示する。

まず、HGB第317条(「監査の対象と領域」)の第4項の条文を取り上げる。同条文の内容は、次のとおりである¹⁵⁾。

「(4) さらに、上場株式会社の場合には、その監査の枠組みにおいて、果たして取締役会はAktG第91条第2項により義務づけられている措置を有効な方式で講じているか、また、果たして同条項により設置すべき監視システムはその任務を遂行し得るかが、判断されなければならない」。

上記の条文で挙げられているAktG第91条第2項においては、取締役会による内部監視システムの設置について、次のように規定されている¹⁶⁾。

「(2) 取締役会は、有効な措置、とりわけ、会社の存続を危うくする推移動向を早期に認識するために監視システムを設置する措置を講じなければならない」。

このように、AktG第91条第2項によって、上場株式会社の取締役会には、会社の存続を危うくする推移動向を早期に認識するための監視システムの設置が義務づけられている¹⁷⁾。

他方で、AktG第93条第1項第2文は、同条第1項が定める取締役会の構成員の注意義務と法的責任に関して、次のように規定している¹⁸⁾。

「取締役会構成員が、企業家たる意思決定に際して、適切な情報に基づいて会社の利益のために行動するものと合理的に仮定することを得たときは、義務違反は存在しない」。

この第2文は、取締役会構成員に対する善管注意義務違反の有無を規定している¹⁹⁾。取締役会の構成員は、不確実性の下で行われる意思決定においては、とりわけ、意思決定の準備の際に重要となる「適切な情報」(„angemessenen Informationen“)としてリスク情報を利用する。加えて、その際には、当該の意思決定と結びついた「損失リスク」(„Verlustrisiken“)も考慮されなければならない²⁰⁾。取締役会構成員による意思決定のみならず、企業のあらゆる重要な意思決定において、意思決定の準備の際に、予測収益と予測リスクが考慮される

べきものとされている²¹⁾。

ところで、Gleißner/Wolfrumによれば、「意思決定の準備の際の収益とリスクの比較考慮は、経済的に有意味であるだけではない。不確実性の下での意思決定の際に（AktG第93条で要求されているような）『適切な情報』（„angemessene Informationen“）を企業のコントロールに供するためには、法律上の観点からもそれが必要である。既存のリスクが単に監視されるのみならず、コントロールと密接に結びついて相互に作用し合う意思決定に指向したRMが組織にとって必要である。意思決定の準備の際には、リスク分析を実施し、『a) 将来のリスク領域とb) 格付けないしは（企業の『存在危険度』（„Grad der Bestandsbedrohung“）に対する尺度としての）倒産確率に関して、意思決定がどのような示唆（Implikationen）を与えられるのか』を示すことが必要不可欠である。」²²⁾という。

また、Gleißnerによれば、2006年に改定されたAktG第93条（「経営判断の原則」）によって、リスクの焦点は、既存のリスクから企業の意思決定（例えば、投資あるいは買収）による追加的なリスクへ拡大したとする。つまり、ドイツにおけるRMの際のリスクの対象は増加したとされる²³⁾。その反面、ドイツにおけるRM監査制度およびRMS監査制度に関する法改正は、HGBとAktGをみる限り実施されていない。本章では、ドイツにおけるRM監査あるいはRMS監査に関するIDWの監査基準－IDW監査基準第981号－の目的を考察する。

III. IDW 監査基準第 981 号の目的

ここでは、2017年3月3日現在のドイツにおけるRM監査あるいはRMS監査に関する監査基準「ドイツ経済監査士協会の監査基準－リスク・マネジメント・システムの正規の監査の諸原則－（IDW PS 981）」²⁴⁾の「1序文」と「3監査の対象、目標、範囲」²⁵⁾にみる主な規定を示すことにより、IDW監査基準第981号（以下、単に第981号とも略記）の目的を考察する。

まず、第981号では、RMSの任意監査の内容が

明らかにされている（同基準「1序文」Tz. 1）²⁶⁾。AktG第107条第3項第2文²⁷⁾によれば、監査役会は、そのメンバーを監査委員会の構成員に任命することができ、この監査委員会は、次のことに従事すると定めている。即ち、決算監査の監視の他に、会計報告プロセスの監視、内部統制システム、リスク・マネジメント・システム、内部検査システムの有効性の監視である（同基準「1序文」Tz. 2）²⁸⁾。しかしながら、監査役会ないしは監査委員会による監視に資する4つの企業統治システム－内部統制システム（IKS）、リスク・マネジメント・システム（RMS）、内部検査システム（IRS）、コンプライアンス・マネジメント・システム（CMS）－は、法律上も、文献上も、明確に定義されているわけではないとし、これらコーポレートガバナンス・システムの相互作用の体系については、この第981号では、企業全体を対象とするRMに係るトレッドウェイ委員会組織委員会（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, 以下、COSOと略記）のフレームワークが模範となっているという（同基準「適用の示唆とその他の説明 1序文」Tz. A3を参照²⁹⁾）（同基準「1序文」Tz. 5）³⁰⁾。

その監視機能が監査役会ないしは監査委員会の構成員自らによって遂行され、第三者に委託され得ないとしても、上記4つの企業統治システムのうちの1つ以上を、自らの判断の基礎として経済監査士に委託することは、監査役会にとっての関心事である。取締役会も、この1つ以上のシステムの監査を経済監査士に委託することに関心がある。なぜならば、独立した経済監査士による同システムの有効性の監査は、取締役会および監査役会の組織的義務および善管注意義務である裁量上の瑕疵のない判断を行使する際の客観的証拠として大いに貢献し得るからであるという（同基準「1序文」Tz. 6）³¹⁾。

さて、第981号は、企業全体を対象とするRMの中でも、次の監査を内容としている。即ち、戦略リスクと営業活動から生じる営業リスク（給付製造プロセスから生じるリスク）とに關係する領域の監査である。この第981号に則った監査（以下では、RMS監査ともいう）は、常に、RMSの基礎的要素の全体を対象としている

(同基準「3 監査の対象、目標、範囲」Tz. 31を参照)³²⁾。4つの企業統治システムを含む個々の基礎的要素の監査は、この第981号の適用領域ではない(同基準「適用の示唆とその他の説明 1序文」Tz. A5を参照)³³⁾(同基準「1序文」Tz. 7)³⁴⁾。この基準に従って実施されるシステム監査の目標設定は、企業がRMSの設置によって、どの程度、事前の措置(Vorsorge)を講じているのかを判断することであり、定められたRMSの目標を妨げる本質的な戦略リスクを適時に識別し、評価し、制御し、監視することにある。これに対して、監査対象となっているRMSの全てのリスクが認識され、伝達されているのか、そして、果たして法定代表者あるいは下位的意思決定の担い手(nachgeordneten Entscheidungsträgern)によって導入あるいは実施された個々の措置が認められ、かつ判断されたリスクに適合しているか、または、経済的に有意味であるかについて言明を下すことが目標ではない。また、監査は、被監査企業の存続に関する監査判断を下すことにも向けられていない(同基準「1序文」Tz. 8)³⁵⁾。この第981号に従ったRM監査は、HGB第317条第4項に従った会社の存続を危うくする推移動向(Fortbestand der Gesellschaft gefährdenden Entwicklungen)の早期の認識(所謂、「リスク早期認識システム」(„Risikofrüherkennungssystem“))に関するAktG第91条第2項により設置される措置の監査とは区別されなければならない。AktG第91条第2項に従った措置の監査に対しては、IDW第340号が適用される(同基準「1序文」Tz. 13)³⁶⁾。このRMS監査の対象は、RMSの文書に含まれているRMSに関する企業の言明であるとする(同基準「3 監査の対象、目標、範囲」Tz. 20)³⁷⁾。

RMSの有効性の監査の目標は、監査人が十分な確かさをもって、次のことに関する判断ができることにある。即ち、RMSの文書において、監査期間に示唆(implementieren)(同基準「3 監査の対象、目標、範囲」Tz. 28を参照)³⁸⁾されたRMSの規則が全ての重要な利害(Belangen)の中で適用されているRMSの原則に合致して適切に表わされているか(Tz. 26を参照)³⁹⁾、そして、全ての重要な利害の中で、適用されたRMSの原則に合致して表示されている規則が、監査期間

に定められたRMSの目標の達成に対峙する重要なリスクを十分な確かさをもって、早期に認識し、評価し、コントロールし、監視することに適していたかであるとする(同基準「3 監査の対象、目標、範囲」Tz. 29を参照)⁴⁰⁾(同基準「3 監査の対象、目標、範囲」Tz. 22)⁴¹⁾。

第981号の「適用の示唆とその他の説明」にみる「RMSの目標」のTz. A22では、RMSの目標が、次のように述べられている⁴²⁾。

「A22 RMSの目標は、リスク文化、企業戦略、企業目標から導き出され、リスク戦略において文書化される。例えば、これは、以下の構成要素からなる。

『リスク欲求』(„Risikoappetit“)は、原則として、努力すべき目標と価値増加の達成に対して、それと結びついたリスクを受け入れる準備を表わしている。リスク欲求から一企業戦略を考慮して一RMSに関する『リスク許容度』(„Risikotoleranz“)が定められる。『リスク許容度』は、努力すべき目標設定を考慮した最大限に許容される差である。これは、通常、具体的な量的な重要性の区分あるいは質的な基準に転換され、大抵、目標達成と等しい尺度で測定される。

RMSの目標は、企業の戦略プロセスおよび計画プロセスと結びついて、例えば、財務(Treasury)上の金融リスクの制限あるいは予算制限との結合、さらには、投資または開発プロジェクトにおいて徐々に(制限を一筆注)解放すること(schrittweise Freigaben)によって量的なリスク戦略の形態で各階層レベルに分類される(heruntergebrochen)。

RMSのリスク欲求並びにリスク許容度の測定の出発点は、企業のリスク負担能力(Risikotragfähigkeit)である。リスク負担能力は、どの企業も存続の脅威(Gefährdung seines Fortbestands)なしに斟酌することができる最大限のリスクの程度を表わしている。その際、存続危険(Bestandsgefährdung)は、財務状況(債務超過、支払不能(の恐れ))から生じるが、しかしまた、それ以外の規則上あるいは事業上の要件からも生じる(例えば、重要な市場への参入障壁、重要な製

品および特許権保護の侵害から生じる損失、長期にわたる事業の中断)。

それぞれの企業領域のリスク欲求とリスク許容度を考慮した企業の確実性に基づいて定義された目標に効果を与えるために、リスク政策の形態で、望ましいリスクの扱い方に関する企業の指針が企業の管理者によって策定され、企業内で伝えられる。

Gleißnerによれば、『『良い』 („guten“) という格付けを伴う企業は、他と比較すれば、短期的および中期的に『存続を危うくする推移動向』 („bestandsgefährdende Entwicklung“) をごく僅かな確率で経験しなければならない。企業のコントロール (Unternehmenssteuerung) のために、そして、危機を知らせる早期の指標として、とりわけ、企業家としての意思決定の準備においても、『存続を危うくする推移動向』 („bestandsgefährdenden Entwicklung“) との『ギャップ』 („Abstand“) を表わしている指数は有益である。』⁴³⁾ とし、これを算定することは、下記のリスク負担能力の構想の任務であるとみなされている⁴⁴⁾。

「新しい IDW 監査基準第 981 号では、リスク戦略の文言が要求されており、とりわけ、次の言明が適用される。

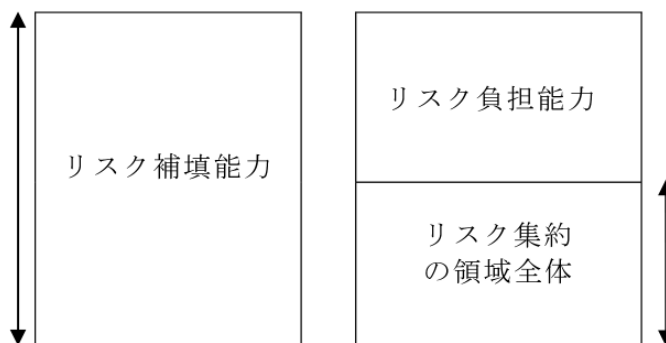
- リスク負担能力：どの企業も存続の危険なしに持つことができる最大限のリスクの大きさ
- リスク許容度：努力すべき目標設定と関連した最大限に許容される差
- リスク欲求：努力すべき目標と価値増加の

達成のために、それと結びついたリスクを受け入れる原則的な準備 (Bereitschaft)』⁴⁵⁾。

Gleißnerによれば、リスク負担能力は、AktG 第 91 条第 2 項にいう「存続を危うくする推移動向」とみなされなければならない部分 (Punkt) と実際の「現状」 („Status quo“) とのギャップを測定する (例えば、つまり、格付け B マイナスの損失あるいは財務制限条項違反)。他方、リスク許容度は、企業が望んでいる最小格付け (例えば、トリプル B マイナス) (BBB-) という「投資の度合いの確からしさ」 („Sicherung des Investmentgrade-Ratings“) に対する要件と「現状」 („Status quo“) とのギャップの適切な測定値である。また、リスク欲求は、通常の事業経過において受け入れ可能とみなされる、起こり得る計画との (マイナスの) 差の範囲である⁴⁶⁾。

Gleißner/Wolfrumによれば、「リスク集約は、2017 年 3 月以降、IDW 監査基準第 981 号でも紹介されているリスク負担能力の構想に関する重要な基礎でもある」⁴⁷⁾。「さらに、リスク負担能力の構想は、適切な認識指数によって、批判的な状況 - 『存続を危うくする推移動向』 („bestandsgefährdenden Entwicklung“) と実際の企業の状況との『ギャップ』 („Abstand“) を示している。それゆえに、最も簡単な例では、リスク負担能力は、企業のリスク補填能力とリスク集約の領域全体 (リスク集約の成果) との差と解釈することができる」⁴⁸⁾。「リスク補填能力」と「リスク負担能力」の関係は、以下のように図示される⁴⁹⁾。

図表 1：概念の比較



出典：Werner Gleißner, “Was ist eine „bestandsgefährdende Entwicklung“ i.S. des § 91 Abs. 2 AktG (KonTraG)?: – Von der Risikoaggregation zur Risikotragfähigkeit – ”, a.a.O., S. 2752, Abb.1 を修正して筆者作成。

Gleißnerによれば、リスク負担能力の構想は、とりわけ、企業家としての意思決定の準備にも算入し得る認識指数を決定するものである⁵⁰⁾。そして、「それは、法律(AktG第93条)により、意思決定の準備の際に必要な『適切な情報』 („angemessenen Informationen“) (経営判断の原則)の重要な構成要素である。特に、現代の意思決定に指向したRM、つまり、意思決定によるリスク領域の変更に対しても、取締役会(あるいは業務執行者)の意思決定の程度を文書化することが根本的に重要である。『適切な情報』 („angemessene Informationen“)であることを証明するために、不確実性下の意思決定において、それは、まさに必要な認識されるべきリスク分析(つまり、リスク情報)である。『存在危険の尺度』 („Maß der Bestandsgefährdung“)としての倒産確率(格付け)、したがってまた、『倒産リスク』 („Insolvenzrisiko“)に対する意思決定の影響は、価値指向的な企業の管理にも重要である。即ち、倒産確率は、長期的な(継続段階における)キャッシュ・フローと収益の大きさと期待価値の時間的な推移を決定し、それゆえに、いわばマイナスの成長率のように作用する⁵¹⁾。

以上、IDW監査基準第981号の目的は、RMSにおけるリスク負担能力の構想を設定することにより、リスクを量的に捕捉し、存続を危うくする推移動向を早期に認識する点にあることは明白である⁵²⁾。さらには、企業がRMSの設置を通じて、どの程度、事前の措置を講じているかを判断し、定められたRMSの目標を妨げる本質的な戦略リスクを適時に識別し、評価し、制御し、監視する点にも、その目的が設定されていることが分かる⁵³⁾。

IV. リスク・マネジメントおよびそのシステムの監査に関する論者の所説

(1) リスク・マネジメントの監査

本節では、既に言及してきたところでもあるが、ドイツの論者によるRM監査に対する主な見解を提示する。Gleißnerによれば、「存続危険の状況との『ギャップ』 („Abstand“)を測定(2017

年4月のIDW監査基準第981号)するためには、これまでリスク報告では殆ど実施されることはなかった、起こり得る存続を危うくする推移動向を明確に定義し、IDW監査基準第340号で要求されているリスク集約(モンテカルロシミュレーション)ならびに最大限に補完されたリスク負担能力の構想が必要不可欠である。」⁵⁴⁾とし、「存続を危うくする推移動向」 („bestandsgefährdenden Entwicklung“)との「ギャップ」 („Abstand“)は、IDW監査基準第981号上は、リスク負担能力と呼ばれ、これは、存続の脅威なしにどの企業も持つことができるリスクの最大量である⁵⁵⁾。

このように、ドイツの論者によっては、存続を危うくする推移動向との「ギャップ」 („Abstand“)を表わすリスク負担能力とIDW監査基準第340号において要求されているリスク集約(モンテカルロシミュレーション)が、ドイツにおけるRMの制度および同システムの監査制度に求められているのである⁵⁶⁾。

Gleißnerによれば、「KonTraGが定式化しているのは、企業の業務執行者にリスク情報を知らせる—それも早期に知らせる—RMの一部としての『リスク早期認識システム』 („Risikofrüherkennungssystem“)に関する要件だけである。とりわけ、意思決定の前に、リスク早期認識システムが将来のリスク領域においてどのように示唆されるのかを明確にすることにより、その限りにおいて、起こり得る存続を危うくする推移動向を示すことができるようになる。企業の業務執行者がリスクをどのように扱うのか、そして、どのような品質がリスクを克服できるのか、さらには、リスクを考慮してどのように意思決定がなされるのかについては、KonTraGは定めていない。」⁵⁷⁾のである。

また、Gleißnerは、リスク早期認識システムの監査については、次のように述べている。「AktG第91条第2項による『存続を危うくする推移動向』 („bestandsbedrohende Entwicklung“)を早期に認識するにあたっては、これを一義的に定義し、存在危険度を測定することが前提である。いまだに多くの企業では、IDW監査基準第340号において要求されているリスク領域全体の確定に対するリスク集約は欠如している。リスク集約

なしに、結合作用による多くの個々のリスクに基づいた存続を危うくする推移動向を認識することはできない。リスク領域の重要な変更あるいは存続を危うくする推移動向の全体は、それどころか、しばしば取締役会の構成員の意思決定からも生じることから、意思決定の準備においては、リスク分析が必要不可欠である⁵⁸⁾。「実務上、IDW 監査基準第 340 号によって要求されているリスク領域全体の確定に対するリスク集約が欠如していることは頻繁にみられる。リスクは—若干の特別なケースを除いては—分析的に集約できないことから、例えば、自己資本需要、格付け予測、あるいはリスクに適った資本コストの割合の算定にも必要な（代替策のない）

モンテカルロシミュレーションが必要である。リスク集約なくして、結合作用に基づいた数多くの個々のリスクを基礎とした（AktG 第 91 条第 2 項の要求の核となる）存続を危うくする推移動向を早期に十分に認識することはできない。財務指数を基礎とした格付けにおいて将来のリスクが適切に把握されていない限り、ゴーイング・コンサーンの前提条件（HGB 第 252 条第 1 項第 2 号⁵⁹⁾）にもまた、リスク集約を欠いては問題が潜在したままである。」⁶⁰⁾ という。

Gleißner は、存続に対する脅威として、次に示した、急激な景気の悪化と買収の失敗の事例を挙げて、その際のリスク分析を用いた意思決定の準備を示している⁶¹⁾。

事 例

取締役会は、買収という重大な決定を行った。なぜならば、存続を危うくする個々のリスクは確認されなかったからである。こうしたリスク状況の価値判断は具体的なものである。しかしながら、後になって、存続を危うくする危険が発生した。というのも、2つのリスク（急激な景気の悪化と高額の訂正を伴う買収の失敗）が同時に生じたからである。結合作用と格付けに対する示唆が意思決定の前に利用されるならば、意思決定の際に、存続を危うくする推移動向の可能性が認識され、意思決定は最終的に修正されていた（そして、例えば、自己資本を上昇させていた）はずである。

Gleißner は「AktG 第 91 条の要件を満たすために、IDW 監査基準第 340 号は何をすべきかを明らかにしたが、そのためにどのような方法が必要であるのかを明確にしていない。」⁶²⁾ とし、「リスクは—コストと売上高とは異なり—加算できないことから、企業計画の文脈上のリスク集約には、シミュレーションによる方法（モンテカルロシミュレーション）の投入が必要である。」⁶³⁾ と主張する。このシミュレーションの方法を用いることによって、リスク集約の際には、将来の収益および支払能力の推移の帯域幅（確実な計画性ないし起こり得る計画とのマイナスの差の領域）の現状が認識され得るとする⁶⁴⁾。

本節でみてきたように、IDW 監査基準第 981 号における、存続の脅威なしに企業が持つことができるリスクの最大量を示すリスク負担能力は、RM 監査の実務に資する概念となっているのである⁶⁵⁾。

(2) リスク集約に関するシミュレーションの方法が会計数値（金額）に与える影響

本節では、Gleißner によるモンテカルロシミュレーションを用いた、ある会社の事例を取り上げ、リスク集約に関するシミュレーションの方法が会計数値（金額）に与える影響を提示する⁶⁶⁾。

Gleißner によれば、「この事例では、3つのリスク（独立したリスクを想定した場合）の確率はそれぞれ、5%、10%、25%の同時期に発生する確率—従ってまた、510 百万ユーロの損失が発生するそれ—は 0.125% である（図表 2—筆者注）。より大きなリスク数値の場合は、この確率はゼロに接近する。したがって、考察される事例（最悪のケース）は、実際には、ごく稀である。」⁶⁷⁾ とし、この事例から得られる結果として、次の 2 点が指摘できるとみなしている⁶⁸⁾。

- 「1. 企業は、平均 48 百万ユーロのリスクを伴う成果負担を計算しなければならない。これは、自己資本によって、問題なく引き受けることができる。既存の脅威は、（表面上は）ない。
2. 『機械の故障から生じる追加費用』（“Zusatzkosten durch Maschinenausfall”）のリスクは、特別な考慮に値する。な

ぜならば、それは、最も高い予測価値を示しているからである」。

上記のように、3つのリスクが同時期に発生し、510百万ユーロの損失が発生する確率は0.125%である。他方で、3つのリスクのそれぞれが発生する予測価値は、図表2に示すとおりであるとする⁶⁹⁾。

図表2：3つのリスクの計算と予測価値

リスク	計算	予測価値
売上に基づく損失 (特に、大口顧客に基づく損失)	5%×300百万ユーロ	15百万ユーロ
賠償義務	10%×130百万ユーロ	13百万ユーロ
機械の故障から生じる追加費用	25%×80百万ユーロ	20百万ユーロ
合計	510百万ユーロ	48百万ユーロ

出典：Werner Gleißner, “Die Aggregation von Risiken im Kontext der Unternehmensplanung“, a.a.O., S. 354 の表を若干修正して筆者作成。

Gleißnerによれば、「大口顧客に基づく損失」 („Großkundenverlust“) のリスクは、その他2つのリスクにそれぞれ+0.5%の相関関係で引き受けられるという⁷⁰⁾。他方で、「いまや、リスク評価の際には、一営業年度では、モンテカルロシミュレーションを用いて5,000倍の『役割を演じる』 („durchgespielt“)。」⁷¹⁾ という。そして、全てのケース(年)の5% (= 250) で、偶然、大口顧客に基づく損失が発生し、その都度、300百万ユーロの損失が生じ、その他の2つのリスクは、それに対応して取り扱われる⁷²⁾。

Gleißnerによれば、『通常の売れ行きの変動』 („Normale Absatzschwankungen“) は、過去の年に基づいて算定された計画売上高の4%の標準偏

差の正規分布で表わされる。(改行—筆者注) シミュレーションした各営業年度においては、どの領域でどのリスクが生じたかに依拠して特定の利益が生じた。」⁷³⁾ とする。

次に掲げた図表3をみると、S₁年は、2018年の計画損益計算書よりも、売上高が50少なく、材料費は20少ない。それゆえに、税引前利益は、計画よりも30少なくなっている。S₂年は、機械の故障による200を特別損失に計上していることから、税引前利益はマイナスになっている。S₃年は、計画よりも、売上高が40多く、人件費も6多くなっており、計画よりも税引前利益は増えている⁷⁴⁾。

図表 3 : リスク集約のためのシミュレーションの方法

	販売 数量 R1	新しい 競争 R2	材料 価格 R3	人的 コスト R4	利子の 変動 R5	機械の 故障 R6
2018年の計画損益計算書	+/-5%	-100				
売上高	1,000		+/-10%			
-材料費	400					
=補償貢献額	600			+/-2%		
-人件費	300					
-その他の費用	150				+/-1%	
-減価償却額	50					-200
=事業利益	100					
-利子費用	44					
-特別損失	0					
=税引前利益	56					

リスクシミュレーションは、起こり得る計画との差と起こり得る損失補填に関する自己資本需要を示している。

2018年の計画損益計算書	S ₁	S ₂	S ₃ ...	S _n	
売上高	1,000	950	1,000	1,040	...
-材料費	400	380	400	400	...
=補償貢献額	600	570	600	640	...
-人件費	300	300	300	306	...
-その他の費用	150	150	150	150	...
-減価償却額	50	50	50	50	...
=事業利益	100	70	100	134	...
-利子費用	44	44	50	50	...
-特別損失	0	0	200	0	...
=税引前利益	56	26	150	84	...

出典：Werner Gleißner/Marco Wolfrum, a.a.O., S.31, Abb.4.2 を修正して筆者作成⁷⁵⁾。

Gleißner/Wolfrumによれば、「リスク集約に対しては、計画の帯域幅 (Bandbreitenplanung) を用いることができる。この場合、先ず、個々のリスクの作用が、例えば、計画計算と成果計算あるいは計画貸借対照表のような特定の項目に分類される。例えば、計画していなかった材料価格の増加は、『材料費』 („Materialaufwand“) の項目に影響を与える。稀な高額な製品の製造物責任に伴う損害 (Produkthaftpflichtschaden) は、例えば、『臨時費用』 („Außerordentlicher Aufwand“) の項目に該当する。企業計画の項目にリスクを分類することは、リスク集約を用いた『リスク領域全体』 („Gesamtrisikoumfang“)

を確定するための前提条件である。このようにして、起こり得る計画との差の原因が表わされる。その際、リスクは、計画価値との変動幅として形成される (例えば、+/- 8%の販売数量の変動)。計画との関係から生じるリスクの波及効果 (Folgewirkungen) を把握することも重要である (例えば、販売数量の減少は、変動費を減少させる)』⁷⁶⁾。

また、Gleißner/Wolfrumによれば、「加えて、臨時損失 (außerordentliche Ergebnis) を介して利益に影響を与える (例えば、機械の故障による事業の中断による) 『事象指向リスク』 („ereignisorientierte Risiken“) も含まれる。シミュ

レーションの過程における様々なシナリオをみた場合、それぞれのシミュレーションの経過において、リスクの特徴ごとに生じるその他の結合が具体的に表われている。それとともに、それぞれの段階では、考慮される目標数値に対するシミュレーションされた価値（例えば、利益あるいはキャッシュ・フロー）が含まれる」⁷⁷⁾。

Gleißnerによるモンテカルロシミュレーションを用いたある会社の事例では、とりわけ、機械の故障から生じる追加費用に伴う予測損失が主な原因となり、税引前利益がマイナスとなっていることが判明する。自己資本需要は、計画との変動幅から生じるリスクにより、費用の項目に分類される数値（金額）が生じ得る予測価値に該当するものとなっているのである⁷⁸⁾。

(3) リスク・マネジメント・システムの監査に対するドイツの論者の見解

本節では、ドイツの論者によるIDW監査基準第981号に基づいたRMS監査に言及した見解を考察する。

Wermelt/Schefflerによれば、「HGB第316条⁷⁹⁾による年度決算書と状況報告書の監査ないしは株式上場会社の場合における、所謂、リスク早期認識システムの監査は、AktG第107条第3項⁸⁰⁾に従ったRMSの意味における企業の広範囲に及ぶRMの部分把握している」⁸¹⁾。しかしながら、決算監査人による監査を基礎として、RMSの適正性と有効性に対する全体的な観点を獲得することはできないがゆえに、その他に、監視活動を補完した決算監査が必要であるという⁸²⁾。また、Wermelt/Schefflerによれば、「RMSの有効性の監視に関して、企業外部の専門家は、監査役会を支援することができる（AktG第111条第2項第2文⁸³⁾）。経済監査士によってそれが協力される限りは、原則として、決算監査人あるいはその他の経済監査士に、RMに関する相応した監査を依頼することができる。経済監査士は、戦略リスクないし営業リスクに基づくRM監査の際には、IDW監査基準第981号を考慮しなければならない。」⁸⁴⁾のである。

Wermelt/Schefflerによれば、IDW監査基準第981号は、監査目的に対してRMSの基礎的要

素を定義し、企業の広範囲に及ぶRMに対してはCOSOのフレームワークを採用し、RMSの設置に対しては広く一般に認められた基準を模範としている⁸⁵⁾。また、「IDW監査基準第981号は、戦略リスクと営業リスクの領域におけるRMS監査の際の経済監査士による監査手続(Prüfungsvorgehen)である。」⁸⁶⁾とする。

この第981号の適用は、監査役会による監視義務の履行と損害賠償リスクの低下のみならず、企業の対外的表示にプラスの影響をもたらし得る⁸⁷⁾。RMSの部分領域(Teilbereich)の監査に必要な区分は、企業固有のリスク状況に監査を方向づけることを可能にし、そのことによって、企業の個々のRMSの形態の継続的な改善に貢献することができるという⁸⁸⁾。

このように、戦略リスクないしは営業リスクからなるリスクに対するRMSの監査手続は、IDW監査基準第981号に準拠していなければならない。IDW監査基準第981号は、ドイツにおける個々の上場株式会社のRMSの監査判断の根拠であると同時に、経済監査士によるRMSの監査手続を定めたRMS監査の実務指針となっている⁸⁹⁾として、彼らは、その意義を高く評価しているのである。

むすび

以上、IDW監査基準第981号の制度的役割は、とりわけ、次の①および②の二つに見出すことができる。①この基準によれば、企業家としての意思決定の準備の際、リスク負担能力の構想によりリスクは量的に捕捉される⁹⁰⁾。このことから、同基準はRM監査の実務に、その指針を提供しているといえる。②また、この基準は、ドイツにおける個々の上場株式会社のRMS監査の判断上の根拠であるとともに、経済監査士によるRMS監査の手続を定めている点である⁹¹⁾。このように、IDW監査基準第981号は、企業家としての意思決定の準備の際に生じる追加的なリスクを含めたRM監査の実務と、他方では、経済監査士によるRMSの監査手続を含めたRMS監査の実務指針となっている。

上記のように、IDW 監査基準第 981 号の制度的役割は、直接的には、ドイツにおける個々の上場株式会社の RM 監査と RMS 監査の 2 つの監査実務に社会的認証を付与すること—当該の具体的な監査実務に対する社会的信頼性の確保—を通じて同実務を制度化することにある。しかし、より注意すべきは、これによって、間接的に、特定のリスクを伴う会計数値(金額)であっても、当該金額は財務諸表上に表示されることになるのである。

(2019 年 12 月 2 日受付、2020 年 1 月 15 日受理)

(注)

- 1) 現行のドイツ商法典の規定は、次のウェブサイト参照した。Handelsgesetzbuch, Ein Service des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz sowie des Bundesamts für Justiz – www.gesetze-im-internet.de, S. 1-203.(<http://www.gesetze-im-internet.de/hgb/HGB.pdf>) (2019 年 12 月 2 日最終閲覧日)
- 2) 現行のドイツ株式法の規定は、次のウェブサイト参照した。Aktengesetz, Ein Service des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz sowie des Bundesamts für Justiz – www.gesetze-im-internet.de, S. 1-115.(<http://www.gesetze-im-internet.de/aktg/AktG.pdf>) (2019 年 12 月 2 日最終閲覧日)
- 3) 本稿で取り上げている先行研究の論文の他に、ドイツにおける RM 会計制度および同システム監査制度に関する我が国の先行研究として、以下の石川祐二の著書と小松義明の著書がある。石川祐二 (2006) 『現代ドイツ管理会計制度論』, 森山書店。小松義明 (2012) 『ドイツ監査制度改革論—1998 年 KonTraG に基づく制度改革にみる現代ドイツ決算監査制度の特質とその基盤構造の研究—』, 大東文化大学経営研究所研究叢書 30, 大東文化大学経営研究所。
- 4) 石川祐二 (2003) 「ドイツのリスク・マネジメント制度の会計的意味—会計制度としてのリスク・マネジメント—」, 『経済学論集』, 駒沢大学経済学会, 第 35 巻第 3 号, 35-54 頁。
- 5) 石川祐二 (2004) 「状況報告書とリスク・マネジメント—ドイツ会計制度におけるリスク報告の意味—」, 『会計』, 第 166 巻第 6 号, 846-858 頁。
- 6) 小松義明 (2007) 「ドイツにおけるリスクマネジメントの監査—IDW 監査基準 340 による決算監査人の任務—」, 『経理知識』, 明治大学経理研究所, 第 86 号, 59-70 頁。
- 7) KonTraG の規定は、次のウェブサイトを参照した。Bundesgesetzblatt Online, Bundesgesetzblatt Jahrgang 1998 Teil I Nr.24, ausgegeben zu Bonn am 30. April 1998, Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich(KonTraG), vom 27. April 1998, S. 786-794.
(https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?start=//*%5B@attr_id=%27bgbl198s0786.pdf%27%5D#__bgbl__%2F%2F*%5B%40attr_id%3D%27bgbl198s0786.pdf%27%5D__1574985251287) (2019 年 12 月 2 日最終閲覧日)
- 8) 石川祐二「ドイツのリスク・マネジメント制度の会計的意味—会計制度としてのリスク・マネジメント—」, 前掲稿 (注 4), 35 頁。
- 9) 同上稿, 48 頁。
- 10) 同上稿, 48 頁。
- 11) 石川祐二「状況報告書とリスク・マネジメント—ドイツ会計制度におけるリスク報告の意味—」, 前掲稿 (注 5), 846-852 頁。
- 12) 同上稿, 853-857 頁。
- 13) 小松義明「ドイツにおけるリスクマネジメントの監査—IDW 監査基準 340 による決算監査人の任務—」, 前掲稿 (注 6), 60 頁。
- 14) 同上稿, 67 頁。
- 15) HGB 第 317 条第 4 項の条文は、前掲のウェブサイト (注 1), 88 頁を参照した。
- 16) AktG 第 91 条第 2 項の条文は、前掲のウェブサイト (注 2), 29 頁を参照した。
- 17) 同上。
- 18) AktG 第 93 条第 1 項第 2 文の条文は、前掲のウェブサイト (注 2), 29 頁を参照した。

- 19) Werner Gleißner (2018), “*Risikomanagement 20 Jahre nach KonTraG: Auf dem Weg zum entscheidungsorientierten Risikomanagement*”, *DB*, Jg.71, Nr.46, S. 2771.
- 20) Ebd., S. 2772.
- 21) Ebd., S. 2774.
- 22) Werner Gleißner/Marco Wolfrum (2019), “*Risikoaggregation und Monte-Carlo-Simulation: Schlüsseltechnologie für Risikomanagement und Controlling*”, Springer, S. 11.
- 23) Werner Gleißner (2018), “*Risikomanagement 20 Jahre nach KonTraG: Auf dem Weg zum entscheidungsorientierten Risikomanagement*”, a.a.O., S. 2771.
- 24) IDW Sonderdruck (2017), *IDW PS 981*, S. 1-60, IDW (Hrsg.), “*IDW Verlautbarungen zu Governance, Risk und Compliance: IDW PS 980, IDW PS 981, IDW PS 982, IDW PS 983, IDW Praxishinweis 1/2016, IDW PH 9.980.1*”, IDW Verlag GmbH.
- 25) Ebd., S. 2-5 und 6-8.
- 26) Ebd., S. 2.
- 27) AktG 第 107 条第 3 項第 2 文の条文の和訳を示せば、以下のとおりである。「監査役会は、そのメンバーを監査委員会の構成員に任命することができ、この監査委員会は、決算監査の監視の他に、会計報告プロセス、内部統制システムの有効性の監視、RMS、内部検査システムの有効性の監視ならびに、とりわけ決算監査人の選任と独立性および決算監査人によって追加的にもたらされた給付に従事する」。AktG 第 107 条第 3 項第 2 文の条文は、前掲のウェブサイト（注 2）、36 頁を参照した。
- 28) IDW Sonderdruck (2017), *IDW PS 981*, a.a.O., S. 2.
- 29) IDW PS 981 の「適用の示唆とその他の説明」の Tz. A3 によれば、次のように概念定義されている。「A3 Tz. 5 で挙げられている企業統治の様々な（下位の）システムの体系は、企業のシステムの構造もしくは経過組織において必ずしも区分されていることを前提としているわけではない。営業活動の規模、範囲、複雑さの程度に依拠し、実務では、しばしば統合化されたシステムが開発される（Tz. A9 を参照）。限定的なそれぞれの企業統治システムの役割と責任並びに機能を相互に記述するために、それ以上に出て、実務では、3つのディフェンス・ライン・モデルも利用される」。Ebd., S. 23.
- 上記の3つのディフェンス・ラインは、第1のディフェンス・ライン（事業部門における業務管理）、第2のディフェンス・ライン（財務・経理・法務・コンプライアンスなどの管理部門によるリスク管理）、第3のディフェンス・ライン（内部監査部門によるアシュアランス）に分類され、欧米の金融機関の監督から派生してきた内部統制およびリスク管理の考え方に基づくものとされている。清原 健 (2019) 「第1章 不正リスク管理と内部監査の役割」、清原 健・南部芳子・谷口靖美・結城秀彦「第2章 紙上パネル・ディスカッション『不正リスクの管理と内部監査の役割および課題』」、清原 健・武井洋一・三宅英貴・鈴木正人編著『会計不正の予防・発見と内部監査ーリスク・マネジメントとガバナンス強化に向けた活用ー』所収、同文館出版、6-7 頁および 37-39 頁。
- 30) IDW Sonderdruck (2017), *IDW PS 981*, a.a.O., S. 3.
- 31) Ebd., S. 3.
- 32) IDW PS 981 の「4 リスク・マネジメント・システムの基礎的要素」の Tz. 31 によれば、次のように概念規定されている。「31 この IDW の監査基準にいう RMS は、事業経過に含まれる以下のともに相互作用し合う基礎的要素を示している（Tz. A21 以下を参照）。RMS の構想においては、基礎的要素間の相互作用が考慮されなければならない。RMS の形態は、とりわけ、定められた RMS の目標ならびに企業の営業活動の種類、領域、複雑さの度合いに左右される」。Ebd., S. 8.
- 33) IDW PS 981 の「適用の示唆とその他の説明 1 序文」の Tz. A5 によれば、次のように概

- 念定義されている。[A5 この IDW の監査基準にいう RMS 監査は、絶えずリスク・マネジメント・プロセスの基礎的要素の全体を内容とするものである (Tz. 31 を参照)。個々の基礎的要素を考慮したそれぞれの監査 (例えば、企業が RMS の目標を確かめ、あるいはリスクを確認することを考慮しない単なるリスク・コントロールのための監査の基礎的要素) は、この IDW の監査基準の適用範囲ではない]。Ebd., S. 25.
- 34) Ebd., S. 3.
- 35) Ebd., S. 3.
- 36) Ebd., S. 4.
- 37) Ebd., S. 6.
- 38) IDW PS 981 の「3 監査の対象, 目標, 範囲」の Tz. 28 によれば、次のように概念定義されている。「28 示唆という概念は、ある特定の時点の営業プロセスにおける RMS の規則の設置と関係がある」。Ebd., S. 7.
- 39) IDW PS 981 の「3 監査の対象, 目標, 範囲」の Tz. 26 によれば、次のように概念定義されている。「26 RMS の文書に含まれる RMS の規則に関する言明が適切に表わされているのは、それが 31 にいう RMS の基礎的要素の全体に対応し、重大な誤謬がない場合である (Tz. 18 m. を参照)」。Ebd., S. 7.
- 40) IDW PS 981 の「3 監査の対象, 目標, 範囲」の Tz. 29 によれば、次のように概念定義されている。「29 現在の営業プロセスの規則が、ある特定の期間においてその責任に応じてこれに関する該当者 (Betroffen) によって予定どおりに守られるならば、RMS の有効性が生じる (Tz. A19 を参照)」。Ebd., S. 8.
- 41) Ebd., S. 6-7.
- 42) Ebd., S. 28-29.
- 43) Werner Gleißner (2017), „Was ist eine „bestandsgefährdende Entwicklung“ i.S. des § 91 Abs. 2 AktG (KonTraG)?: – Von der Risikoaggregation zur Risikotragfähigkeit –“, DB, Jg.70, Nr.47, S. 2752.
- 44) Ebd., S. 2752.
- 45) Ebd., S. 2752.
- 46) Ebd., S. 2752.
- 47) Werner Gleißner/Marco Wolfrum (2019), a.a.O., S. 30.
- 48) Ebd., S. 30.
- 49) Werner Gleißner (2017), „Was ist eine „bestandsgefährdende Entwicklung“ i.S. des § 91 Abs. 2 AktG (KonTraG)?: – Von der Risikoaggregation zur Risikotragfähigkeit –“, a.a.O., S. 2752.
- 50) Ebd., S. 2754.
- 51) Ebd., S. 2754.
- 52) Ebd., S. 2752-2754.
- 53) IDW Sonderdruck (2017), IDW PS 981, a.a.O., S. 3.
- 54) Werner Gleißner (2017), „Was ist eine „bestandsgefährdende Entwicklung“ i.S. des § 91 Abs. 2 AktG (KonTraG)?: – Von der Risikoaggregation zur Risikotragfähigkeit –“, a.a.O., S. 2749.
- 55) Ebd., S. 2752.
- 56) Ebd., S. 2754.
- 57) Werner Gleißner (2017), „Risikomanagement, KonTraG und IDW PS 340 – Risikoaggregation und entscheidungsvorbereitende Risikoanalyse (§§ 91 und 93 AktG) –“, WPg, Jg.70, 3/2017, S. 158-159.
- 58) Ebd., S. 158.
- 59) HGB 第 252 条第 1 項第 2 号の条文の和訳を示せば、以下のとおりである。「第 252 条 (一般的評価原則) (1) 年度決算書に計上される資産及び負債の評価については、とりわけ以下の原則が適用される。[… 省略 …] 2. 事実上の又は法律上の状態に反しない限り、評価に際しては企業活動の継続を前提としなければならない」。神作裕之 (2016) [[概説] ドイツ商法典の経緯と概要], 法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ商法典 (第 1 編～第 4 編)』, 法曹会, 74 頁。HGB 第 252 条第 1 項第 2 号の条文は、前掲のウェブサイト (注 1), 44 頁を参照した。
- 60) Werner Gleißner (2017), „Risikomanagement, KonTraG und IDW PS 340 – Risikoaggregation und entscheidungsvorbereitende Risikoanalyse (§§ 91 und 93 AktG) –“, a.a.O., S. 164.

- 61) Ebd., S. 161.
- 62) Ebd., S. 161.
- 63) Ebd., S. 161.
- 64) Ebd., S. 161.
- 65) Werner Gleißner (2017) , “*Was ist eine „bestandsgefährdende Entwicklung“ i.S. des § 91 Abs. 2 AktG (KonTraG) ?: – Von der Risikoaggregation zur Risikotragfähigkeit –* ”, a.a.O., S. 2754.
- 66) Werner Gleißner (2004) , “*Die Aggregation von Risiken im Kontext der Unternehmensplanung*“, *ZfCM*, Jg.48, Heft 5/2004, S.352-356.
(http://www.werner-gleissner.de/site/publikationen/WernerGleissner_Aggregation-von-Risiken-im-Kontext-der-Unternehmensplanung.pdf#search=%27Werner+Die+Aggregation%27) (2019年12月2日最終閲覧日)
- 67) Ebd., S.354.
- 68) Ebd., S.354.
- 69) Ebd., S.354.
- 70) Ebd., S.355.
- 71) Ebd., S.355.
- 72) Ebd., S.355-356.
- 73) Ebd., S.356.
- 74) Ebd., S.356.
- 75) Werner Gleißner/Marco Wolfrumによれば, この図表の原典は, Werner Gleißner (2004) , “*Die Aggregation von Risiken im Kontext der Unternehmensplanung*“, a.a.O., S.355, Abb.2である。なお, 原典では, S3年の売上高は1,000, 人件費は306であり, 税引前利益は44となっているが, 本稿は, Werner Gleißner/Marco Wolfrumによる前掲書(注22)の31頁, 図4.2の数値(金額)に基づいて図表3を作成した。また, 彼らによれば, 2018年の計画損益計算書の「その他の費用150」(Sonstige Kosten 150)の下に行に, 「そのうちリスク移転5」(davon Risikotransfer 5)と表記されているが, 本稿では, その行を省略して作成した。
- 76) Werner Gleißner/Marco Wolfrum(2019), a.a.O., S. 30.
- 77) Ebd., S. 30-31.
- 78) Werner Gleißner (2004) , “*Die Aggregation von Risiken im Kontext der Unternehmensplanung*“, a.a.O., S.356.
- 79) HGB第316条の条文は, 前掲のウェブサイト(注1), 87頁を参照した。また, この条文の和訳は, 神作裕之(2016)「[[概説]ドイツ商法典の経緯と概要」, 法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ商法典(第1編～第4編)』, 前掲書(注59), 140頁を参照した。
- 80) AktG第107条第3項の条文は, 前掲のウェブサイト(注2), 36頁を参照した。
- 81) Andreas Wermelt/René Scheffler(2017), “*Risikomanagement und Wirtschaftsprüfung – Warum ist IDW PS 981 notwendig und was kann er leisten? –* ”, *WPg*, Jg.70, 16/2017, S. 930.
- 82) Ebd., S. 930.
- 83) AktG第111条第2項第2文の条文の和訳を示せば, 以下のとおりである。「監査役会はまた, 個々の構成員あるいは特定の任務に関しては特定の専門家にそれを委託することができる。監査役会は, HGB第290条による年度決算書およびコンツェルン決算書の監査に関しては, 決算監査人に依頼する」。AktG第111条第2項第2文の条文は, 前掲のウェブサイト(注2), 37頁を参照した。
- 84) Andreas Wermelt/René Scheffler(2017), a.a.O., S. 930.
- 85) Ebd., S. 931.
- 86) Ebd., S. 932.
- 87) Ebd., S. 933.
- 88) Ebd., S. 933.
- 89) Ebd., S. 931-933.
- 90) Werner Gleißner (2017) , “*Was ist eine „bestandsgefährdende Entwicklung“ i.S. des § 91 Abs. 2 AktG (KonTraG) ?: – Von der Risikoaggregation zur Risikotragfähigkeit –* ”, a.a.O., S. 2752-2754.
- 91) Andreas Wermelt/René Scheffler(2017), a.a.O., S. 931-933.

【参考文献】

古賀智敏・河崎照行編著（2003）『リスクマネジメントと会計』，同文館出版。

小松義明（2016）「第7章 ドイツにおける連携の状況」，秋坂朝則編著『日本監査研究学会リサーチ・シリーズ XIV 監査役監査と公認会計士監査との連携のあり方』所収，同文館出版，159-188 頁。

戸田容弘（2008）「リスクマネジメントと監査の役割」，『経営経理』，国士舘大学経営研究所，

第35・36号，27-60頁。

古田清和（2003）『会計リスク・マネジメント』，同文館出版。

姚 俊（2013）『グローバル化時代におけるリスク会計の探求』，千倉書房。

（付記）本稿の作成にあたり，明治大学名誉教授鈴木 義夫 先生が主催する「現代会計制度研究会」において多くの御教示を賜った。ここに記して，謝意を表する。

The Institutional Role of German Audit Standard “IDW PS 981”: The Institution of German RMS Audit

Masahiro SHISEKI

Abstract

It is obvious that the purpose of IDW PS 981 is to measure quantitative risk through setting up the concept of risk-bearing capacity and recognize the development of threatening going concern quickly. Furthermore, the purpose of this is set up to judge how German listed stock companies take measure in advance and to recognize, evaluate, control, and monitor the main strategic risk.

The institutional role of IDW PS 981 is found in the following two things. ① According to IDW PS 981, in preparing for decision-making as an entrepreneur, quantitative risk is measured through the concept of risk-bearing capacity. So it offers the audit practical guideline of German RM. ② It is also the basis for the audit judgement of German RMS, and it establishes the rule of audit procedure of German RMS for auditors.

IDW PS 981 grants the social certification of quantitative risk and numerical values on accounting dealt with by the audit practice of German RM and RMS to German listed stock companies. The essence of the institutional role of IDW PS 981 is found in this respect.